

町営住宅を申し込まれる皆さまへ

〇はじめに

町営住宅は、町が公営住宅法等に基づき国の補助を受けて建設した住宅で、町民の皆さんの大切な財産です。

町営住宅の入居申し込みについては、いろいろな条件がありますので、入居申込書を提出される前に必ずこの案内をお読みください。

また、団地内では共同生活ですので、皆さまに快適に生活していただくため、いくつかの「約束ごと」があります。町営住宅に入居するにあたっては、この「約束ごと」を必ず守っていただくことが必要です。

〇申し込みにあたっての注意事項「約束ごと」

- ①犬・猫等のペットの飼育（敷地内への持込、餌やりも厳禁。）は絶対にできません。
- ②白井川住宅については浴室の浴槽・釜は設置されていませんので、各自で購入し設置してください。また、退去の際は入居者の負担で撤去していただきます。
- ③入居者の公募を行うにあたって、室内の改修工事を実施しています。ただし、築年数が古い住宅もありますので、現状にご納得していただいた上でお申し込みください。なお、室内の見学は可能ですので、建設課管理係にご相談ください。入居決定後は、特別な事情がない限り追加の補修は行いませんので、入居を希望される部屋の見学をお奨めします。
- ④家賃は、毎月指定された日までに必ず支払ってください。（口座振替も出来ます）
- ⑤駐車場については、1台分の駐車スペースしかありません。2台以上車を所有している場合は、必ず民間の駐車場を確保してください。
- ⑥団地内及び住宅内において、騒々しい声を発したり、音を立てたりする等、他の入居者に対して迷惑を及ぼすような行為は行わないでください。

〇申込資格

町営住宅に申込みできる方は、一般の公営住宅では下の①②③④⑤、すべて該当する方です。

- ①高齢者や障害者の方を除き、原則として一緒に住む親族等があること。
- ②条例に定める収入（以下「収入」という）が、特別な場合を除き月額15万8千円を超えない

こと。ただし、この場合の収入月額とは、給与月額ではなく、所得控除後の金額から、各扶養等控除を差し引いた後の金額になります。詳しくは係へお問合せ下さい。家賃は収入月額によって変動します。

③現在、住宅に困っていることが明らかな者であること。持ち家やアパートを所有している方は原則として申し込みできません。

④税金を滞納していないこと。

⑤入居申込者及び同居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

○その他

・住宅入居決定の際の連帯保証人は、原則として東彼杵町内に住所を有する親族2名で、下記事項を満たす方となりますので、御承知おきください。

①独立した生計を営んでいること。

②一定の職業（パート不可）を有し、収入が入居者と同等以上であること。
（概ね60才以下の者～年金受給者は該当しません。）

③世帯主またはそれに準ずる者であること。（生計維持の中心者）

④税その他公共料金等の滞納者でないこと。

・入居の際には、敷金（家賃の3ヶ月分）が必要です。

・畳の表替えやふすまの張替え（退去時）、給水栓の取替え、備え付け照明器具の球切れ、網戸の張替え等の軽微な修繕については入居者負担。また、入居者の責に帰すべき事由による修繕も入居者負担になります。

【お問い合わせ先】

東彼杵町役場 建設課 管理係

TEL：0957-46-1363（直通）